

招集ご通知 24 ページから 26 ページに記載の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針は、平成 27 年 4 月 9 日以降のもので、前年度末日（平成 27

3. 損失の危険（以下「リスク」という）の管理に関する規程その他の体制（規則第 100 条第 1 項第 2 号）

取締役会、稟議等の重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されうるリスクを資料等に明示し、これらを認識したうえで判断する。会社に重大な影響を与えるリスクが認識されたときは、その内容と対応策につき、取締役会へ報告される体制を構築する。

